

「公的年金担保融資」をあっせんすると称する業者にご注意

2012 年 8 月 15 日号

「公的年金担保融資」は独立行政法人福祉医療機構が行う、法律で唯一認められた公的年金を担保とする融資制度であり、公的年金受給者が医療・介護など一時的に小口の融資が必要な場合に利用できます。融資の申し込みは「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関で説明を受けながら手数料なしで行うことができますが、この融資について、あっせんを行うなどと称し、年金受給者に電話勧誘を行う業者が出てきています。業者は融資の手続きに必要な書類（年金証書など）を預かり、融資手続きの代行手数料を請求しますが、前述のとおり本人が金融機関で直接申し込みできるので、あっせん業者が介在する意味はありませんし、融資決定が有利になることもありません。本来必要のない手数料の負担が増えるだけでなく、業者に重要な個人情報を渡してしまうことになります。

福祉医療機構や厚生労働省はホームページを通し注意喚起しています。もしあっせん業者からの勧誘があっても耳を貸さないようにしましょう。